面接時等公正採用選考宣言書

我が社はCSR（企業の社会的責任）を遵守する企業として、就職差別につながるおそれがある下記事項を認識し、皆さんの適性と能力に基づいた公正な採用選考を実施することを宣言します。

採用選考時に配慮すべき事項

～就職差別につながるおそれがある14事項～

**本人に責任のない事項の把握**

1. 「本籍・出生地」に関すること
2. 「家族」に関すること（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
3. 「住宅状況」に関すること（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
4. 「生活環境・家庭環境など」に関すること

**本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握**

1. 「宗教」に関すること
2. 「支持政党」に関すること
3. 「人生観・生活信条など」に関すること
4. 「尊敬する人物」に関すること
5. 「思想」に関すること
6. 「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動などの社会運動」に関すること
7. 「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関すること

**採用選考の方法**

1. 「身元調査など」の実施
2. 「本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類」の使用
3. 「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

宣言書提出日

令和　　年　　月　　日

宣言事業所名

CSR宣言について

【CSRとは】

　CSRとは、企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方です。

【目的】

　事業主がCSR宣言を行うために自ら就職差別についての学習を深め、理解不足による問題事象の発生を防ぐとともに、面接や事業所見学時において、高校生に対し別添のリーフレットを手交し、応募者の適正と能力に基づいた公正な採用選考を行うことを宣言するものです。

　この取組が事業主や学校関係者へ広がることにより、公正採用選考についての一層の理解促進を図るものです。

【手続き】

　学卒求人を提出する際に別添のリーフレットの内容を確認の上、当該「面接時等公正採用選考宣言書」を併せて、管轄ハローワークへ提出してください。